

# 🏠 転入者（市内転居含む）の方へ



## 燃やせるごみ

転入や転居によるごみ集積所の新設・移動については届出が必要です。排出場所が確定後、**環境センター（0957-54-3100）**まで連絡ください。ただし、アパート（共同住宅）・マンションの場合は、不動産会社及び管理会社などへご連絡ください。



## 資源物・燃やせないごみ

町内会の集積所へ出す場合は、集積所を管理している町内会へご連絡ください。（それぞれの町内会のルールがありますので、併せてご確認ください。）

アパート・マンションの場合は管理者にお尋ねください。

引っ越しで多量に出たごみは、分別して環境センターへ搬入してください。（当日事前に電話連絡が必要です。）

なお、**環境センターへの持ち込みは、有料となっています。**（P34～35参照）

## 🔥 燃やせるごみの出し方について



### 指定ごみ袋の種類・料金

指定ごみ袋の価格は、大村市のごみ処理手数料です。

大村市では、家庭の「燃やせるごみ」を対象に有料の「指定ごみ袋」を利用していただくことになっています。週2回「燃やせるごみの収集日」に出す際に使用してください。

	<b>大</b> (45ℓ) 1セット (20枚入) <b>600円</b>		<b>小</b> (20ℓ) 1セット (20枚入) <b>300円</b>		<b>特小</b> (12ℓ) 1セット (20枚入) <b>200円</b>		<b>レジ袋</b> サイズ (12ℓ) 1枚 <b>10円</b>
--	--	--	--	--	---	--	--



### 購入及び利用の仕方

大村市指定ごみ袋取扱店（市内のスーパーや小売店など）にて購入いただき、市が週2回収集している燃やせるごみの日に出す際に、必ずこの指定ごみ袋に入れて**口をしっかりと結んで、当日の午前8時30分まで**に出してください。他の袋で出された場合は、収集できませんので注意してください。

なお、環境センターでは販売していません。

★環境センターへ搬入する場合は、搬入ごみ処理手数料が必要になります。

この場合は、「市販の無色透明の袋」に入れて持ち込んでください。

**（注意）「指定ごみ袋」使用で持ち込まれても、「指定ごみ袋」は返却できませんのでご了承ください。**